

---

社会教育関係団体の育成・援助と

高崎市社会教育関係団体のあり方について

(答申)

---

平成13年 2月21日

高崎市社会教育委員会議

# 社会教育関係団体の育成・援助と 高崎市社会教育関係団体認定のあり方について（答申）

目次	はじめに
	社会教育関係団体の基本的事項と今日的動向
	現状と課題
	考察と具体策
	むすび

## はじめに

現在、高崎市内には 52 団体が社会教育関係団体（以下、「関係団体」という。）として認定され、それぞれ活動している。また、認定はされていないが、これと同様の団体は本市生涯学習推進本部編『生涯学習団体・サークルバンク』（平成 12 年 3 月）によると千余を数える。

認定されている、いないにかかわらず、市民が自主的に社会教育活動を行う団体は社会教育関係団体である。市教育委員会が、関係団体の求めに応じ指導・援助をする場合、認定・非認定にかかわらず実態に則して行うことが必要である。

私たちは、このたび諮問を受け、52 団体や他の社会教育関係団体の現状について調べかつ協議したところ、育成・援助の面で検討・改善すべき点が明らかとなったので、改善のための具体策をまとめた。

また、昭和 61 年 4 月 1 日から始まった本市現行社会教育関係団体認定要綱についても工夫を加える必要を考慮し、改定案を提示した。

## 社会教育関係団体の基本的事項と今日的動向

### （1）社会教育関係団体の基本的事項

関係団体は、市民の自主的で主体的な学習・教育活動を基本とする。関係団体が、市民の自主・自治の団体として公権力から自由な立場に位置すべきことは、社会教育法第 10 条（公の支配に属しない団体であること）に明記されているとおりである。

地方公共団体の、関係団体への援助の基本的なあり方は「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」（社会教育法第 3 条）という点にある。

具体的には、教育委員会は団体の「求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えることができる」（同法第 11 条）とされ、その際に「（地方公共団体は）関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、干渉を加えてはならない」（同法第 12 条）とされている。

地方公共団体が公民館や図書館・博物館・青年の家等の社会教育施設を設置するのは、市民の自主的な学習・地域活動を援助し、その活動の場を公的に保障しようということにほかならない。

## (2) 関係団体をめぐる新しい状況

本市社会教育委員会議は、昭和 48 年 6 月に「急激に変化している高崎市においての社会教育関係団体の今後のあり方について」と題する意見具申をした。その後、27 年が経過したが、その基本的精神は色あせることなく、今日でも関係団体のあり方を考える際の指針となっている。

しかし、関係団体をめぐり、昭和 48 年当時に比べ今日では幾つかのきわだった特徴をあげることができる。次の 5 点である。

NPO 団体（民間非営利組織）の出現。

高度な専門的な内容を学ぶ団体が増えている。

地縁性の少ない団体が増えている。

地域網羅的な団体が減っている。

小規模で多様な団体が増加しつつある。

今後、社会教育行政が関係団体を援助する際には、これらの点について考慮する必要がある。

## (3) 関係団体の種類とその対応

関係団体は、その目的や活動方針によってその種類を次の三つに分けることができるといわれている。

構成員の学習向上を主とする団体。

構成員の学習向上と共に対外的な社会教育事業を行う団体。

もっぱら対外的な社会教育事業を行う団体。

この分類は、各団体の活動方針・活動実態をつぶさに調査しないとよく分らないが、52 団体及び千余の団体も概ねこの三つに分けることができると思われる。

社会教育行政が、関係団体を援助する際には、その団体の性格をよく把握しその性格に応じた援助を行う必要があり、この三点の見きわめは大切なことである。

## (4) 関係団体と社会教育行政とのかかわり

52 の認定団体の中には、一部行政と緊密な関係を持ちながら事業や活動を展開しているところもみられる。これは「社会的価値の高い活動に対して補助金や事業委託費を支出することは望ましい」という昭和 48 年 6 月の意見具申を念頭において行われてきたものと考えられる。この指摘は、財政援助も含め関係団体の活動の社会的位置づけや育成・援助の面から大切な視点である。が、それが特定の団体に偏ったり、長期にわたる等のことがあれば、大いに検討を要するところである。

千余の団体には、今日的状況から考え「社会的価値の高い」活動をしている団体が相当数みられる。行政は多くの団体とのかかわりでは公平・公正さが求められる。

また、行政が把握している団体情報についても、団体の了解を得てこれを市民に公開することも必要のことと思われる。

## (5) 「認定」について

現行の社会教育関係団体認定については、昭和 50 年 9 月の「社会教育関係団体の認定について」の諮問、及びその「答申」（昭和 51 年 3 月）をうけて要綱を作成し、昭和

61 年 4 月から施行したものである。このときの認定制度構想は、関係団体の健全育成、社会教育施設の適正利用等を図るためであり、当時の「検討の観点」は 認定基準のあり方、 認定登録手続きの望ましいあり方の二点であった。

認定制度については、社会教育法に定めはなく、他市町村でも行っていない時点でこれを創案し開始したことは高い見識であった。

しかし、時代が推移し、今日ともすれば認定という言葉から過度な権威づけの印象が生じるという指摘もきかれるようになった。そこで、高崎市独自の認定行為について、名称を見直す等、再考することも必要と考えられる。

## **(6) 補助金交付について**

地方公共団体は、関係団体に補助金を交付するにあたり、講師謝金などの学習内容・学習指導に直接かかわる補助金は交付できないこととなっている。これは、昭和 32 年 2 月法制局から文部省社会教育局長あて回答にあるように、学習内容について団体による自主決定を行政が阻害しないようにとのことであり、憲法第 89 条（公金は、公の支配に属しない教育事業に支出してはならないという規定）に抵触しないように、との意図からである。

これは関係団体の健全育成・援助を行う上で是非遵守したいところである。

以上、関係団体の基本的事項及びその今日的動向を述べた。これを基本的視点とし、52 認定団体を手がかりとして、以下に具体的な現状と課題及び課題解決のための具体策を述べることにする。

### **現状と課題**

#### **1 団体運営の一般的傾向と一部団体の行政依存について**

現在認定されている 52 団体は、それぞれ多様な目的と歴史によって成立し、さまざまな運営上の課題を持っている。

特に目立つのは、役員人事の固定化、自主財源の不足、団体事務所の置き所の不安定、事務処理機能の不足、施設・会場確保の難しさと不便などである。これらに共通することは、団体運営全般にわたる不安定さである。そのような現状から一部の団体には事務局・団体運営を行政に依存しているところもある。（課題 1）

発足当時、団体によっては教育委員会から強い期待を寄せられ、委託事業を引き受けて意欲的に取り組んできたところもあった。やがて歳月の積み重ねと共に使命感が薄れ、事業目的も内容も形式的となっている傾向もみられ、社会教育的役割が減退している団体もみられる。また、数ある学習団体の中には、会員主体というよりも、講師が主導的役割を演じ、私塾的な傾向のみえるところもある。ただし、中には上記の課題を克服し、行政に依存せず自主的に大いに活躍している団体もある。（課題 2）

#### **2 社会教育施設について**

関係団体の数が増加し、活動内容も多様化してきたために、現在ある社会教育施設だけでは数量からも機能からも不足・不備が目立ってきた。活動のための会場確保・望ましい設備の不足のために、新しい企画や事業が制約されているばかりでなく、新しい団

体の結成が阻まれている面もある。(課題3)

例えば、団体や事業の規模に応じた大・中・小集会室・研修室の不足、音楽・ダンス・詩吟等の音声や振動の大きさによって他に迷惑をかけやすい団体の活動場所の不足・偏在、地域の事情によって必要度の異なる駐車場の狭さや不自由、野外活動や宿泊等の施設の不足、子育て中の女性団体や活動のための乳幼児一時預かり施設の未整備等がある。

また団体ごと並びに会員に行う連絡のために必要な印刷・コピー・綴じ込み等の設備の不足、文書作成・発送、会報作成等のための作業を行う場を団体に開放している施設も少ない。(課題4)

これらの諸機能は、現在公民館・図書館・長寿センター等の利用によってある程度行われているが、団体が何時でも、どこでも自主的に運用できるシステムにはなっておらず、財政的・時間的・心理的制約の下に行われているのが現状であり、一部にはそれらを行政に依存している団体もある。

### 3 社会教育関係団体への補助金交付について

幾つかの関係団体に対して、毎年かなりの額の補助金が交付されている。その金額は団体によって格差があり、交付を受けているのは認定団体の半数に充たない。交付を受けている団体名や補助金額は一般に知らされていない。団体の存在価値や当該事業の社会教育的貢献度、補助金額の妥当性について、従前は検討する機会も少なく、長い年月にわたって継続してきた現状もある。(課題5)

さらに問題となるのは、補助金を受けている団体や事業の固定化傾向、交付金額の減額あるいは打ち切りの困難、新しい別の団体や事業に対する補助金交付開始の困難等が目立つことである。(課題6)

また各団体ごとの自主財源確保(個人会員が負担する会費)の金額についても団体によって大きな格差があり、補助金を継続して受けている団体の会費は比較的小額であるが、補助金を受けていない団体の中にはかなり高額の会費を出し合っている団体もある。このことは社会教育行政の立場から、明らかに公平・公正の原則にそぐわず、早急に解決すべき課題といつてよい。(課題7)

### 4 社会教育関係団体認定基準に不適合な団体

高崎市社会教育委員会議は昭和51年3月24日付の答申「社会教育関係団体の認定について」の中で、次のように認定基準のあり方を示している。

- (1)「公の支配」に属さないこと。
- (2)継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること。
- (3)団体の年間予算のうち大半が社会教育に関する事業に支出されていること。
- (4)主たる活動の場所及び本拠としての事務所を市内に有する団体であること。
- (5)団体としての規約を有すること。

この答申に基づいて現行の「高崎市社会教育関係団体認定要綱」が作成され、今日施行されている。ところが、現在認定されている52団体についてこの「認定要綱」(認定基準)を照合してみると、適合しないと思われる団体も幾つか見受けられる。

例えば、単なる親睦交流や特定職業人の福利厚生を目的としていて、社会教育という

べき目的も持たず、活動も事業もしていない（団体の規約にも事業計画にも明示していない）団体もある。（課題 8）

また、団体としての規約を持たず、少数有志の定期的交流団体であるにもかかわらず、関係団体として認定されている団体もある。（課題 9）

あるいは事業の大半が社会教育以外の内容（例えば、高齢者福祉、防犯等を主な目的としている）に属する団体もある。かつては未分化で包括的であった社会教育行政機構と関連していたとしても、時代の進展と共に行政機構も社会通念も分化してきた現代においては関係団体の中にも含めるには、どうしても無理な団体である。（課題 10）

最近では交通・環境・消防・水道・図書館サービスなど多くの面で高崎市と近隣の市町村との交流や協力体制がすすんでいる。関係団体の活動や事業もかなり広域化しつつある。団体の構成員や役員の中にも高崎市外の広い地域から参加している例は決して少なくない。関係団体の事務所の所在地を、現行認定基準のように「高崎市内に置くこと」と限定することが無理となってきた面もある。このことはその団体が認定基準に違反していると一概に言い兼ねる感がある。（課題 11）

しかしながら、団体運営の本拠としての事務所を高崎市教育委員会事務局内に置き、その事務処理機能や運営機能を行政機関に依存させている団体は、一考を要する。（課題 12）

このようなことが何年も続いているのは、関係団体としての申請及び認定の手続きが形式的になっているといわざるを得ない。（課題 13）

## 5 社会教育関係団体認定に関する情報提供について

団体の中には、関係団体として高崎市教育委員会から認定されることによって、次のような効用・特典が生ずることを知り、その取得を目途として認定の申請をしてくる団体もあると思われる。

その効用・特典とはおおよそ次の三つである。

高崎市中央公民館の使用料が減免される。

補助金を受ける対象として、その機会を得る可能性が生ずる。

認定に伴う社会的信用の向上から、会場借用の優先権、会員確保が有利となる効果、事業実施上の利便増大等、団体の運営上有利な条件となる。

これらの効用・特典は、重大なものとはいえないが、これらを限られた特定の団体のみが享受しているということがあつたれば、これは公正・公平に欠ける問題といわざるを得ない。

即ち、このような認定制度があること、関係団体としての認定基準に適合する団体ならば誰にでも申請できること及びその申請手続きの方法等について、広く市民全体に公開・周知すべきである。しかしながら、この制度ができた当初はひろく市民に知らせたが、その後、長い年月にわたつてこの情報は市広報等を通じて周知されることなく、教育委員会と何等かの関係を有する団体や交流のあつた団体を中心に情報提供が行われていたために、上記のような結果が生ずるに至つたのではないか。（課題 14）

しかしながら、関係団体認定に関する情報公開に際しては、その難しさも十分予想しなくてはならない。現在時代の流れと共に新しい活動団体（社会福祉団体、文化団体、

生涯学習を自称する団体等)が次々に誕生しつつある。その構成員も目的も多様化してきて、団体の性格や特質も団体の名称だけからはとらえ難く、申請を受けても認定の可否を決し兼ねる事例は決して少なくないものと考えられる。従って、認定に関する情報公開の方法は慎重に進める必要がある。(課題 15)

## 6 社会教育関係団体の認定・更新制について

現在認定されている 52 団体の中には、長い間 3 年ごとの更新申請を繰り返してきている団体が少なくない。その間に役員の交代、事務引き継ぎの段階で認定された当初の趣旨の受けとめが希薄化し、更新手続きの際に必要な資料が提出されていないという団体もある。(課題 16)

認定申請及び更新手続きを受け付けてきた行政機関担当者もまた次々に交代し、認定制度創設時の精神が十分にひきつがれなかったきらいもある。(課題 17)

また、幾つかの問題があったにもかかわらず、これまで団体の解散または団体自ら認定申請を取下げた例を除けば、長い間関係団体としての認定更新を停止する措置はほとんどなかった。(課題 18)

## 7 社会教育関係団体認定制度の可否を問う

課題 13 から 18 を総合的に検討してみると、関係団体認定制度の意義を問う機会が少なかったことに気付かざるを得ない。

今、関係団体の多様化が始まっている。

学校週五日制完全実施に伴う在学青少年による、青少年のための活動団体、小・中・高校の校外体験学習増加により新たに生まれる体験グループ、地域の環境づくりや自然保護・地域起こしを目指す活動団体、高齢者・障害者介護にかかわるボランティアグループ、国際交流活発化に伴う海外体験グループや交流促進グループ、女性の社会参加推進による各種団体、IT 革命の進行に伴う新型の情報交流グループ等の誕生を考えると、関係団体をめぐってまさに価値多様な 21 世紀が始まろうとしている感が強い。

このことから、関係団体認定の申請もまた激増する可能性が考えられる。現行の制度を継続する限り、同時に認定・更新等の事務量、補助金申請件数及び金額等も増加するであろう。

今後は、関係団体認定制度の運用、存続の可否等も含めて慎重かつ綿密な対応策が必要である。(課題 19)

### 考察と具体策

#### 1 自主的・民主的な団体の育成

高崎市社会教育関係団体の現状と課題をまとめてみると、全般的に教育委員会との連携がまことに円滑で相互交流も密である。しかし、中には同時に民間団体としての自主的・自治的気概に乏しい感を抱かせる団体もみられる。

長い間教育委員会から指導助言を受け、補助金に助けられ、団体事務所を教育委員会事務局の中に置き、一部には団体役員の中に市役所や教育委員会等の行政機関関係者を入れて団体活動を有利に導いてきた団体もみられる。

教育委員会は、草創以来歴史も浅く数も少ない関係団体の保護・育成に努めてきた。

時は流れ団体の数も次第に増えて生涯学習推進本部が把握する団体は千余を数え、その組織・運営のしっかりした団体も増えてきている。しかし反面、行政の庇護のもとにいた半官半民的性格の団体は次第に固定化し、歳月と共にその体質の弱さが目立つようになってきた。

このままでは、価値多様な 21 世紀の社会を切り拓いていけるか、行政依存の団体中心で成熟した市民社会の社会教育を開発していけるか憂慮される。

高崎市社会教育委員会議は、上記の課題について、次のような具体策を検討してみたので、長期展望の計画の中で、適切な措置を講ぜられるよう望む。殊に社会教育本来の意義を周知するための措置をとることが望まれる。

#### 具体策 1 . 関係団体役員人事固定化の解消

関係団体役員の新任制について、具体的数値（年数）を示して再任回数の限界や、人事刷新の慣行化を促す研修会等を開催しては如何か。

#### 具体策 2 - 1 . 自主的市民団体としての自覚を促す

関係団体の行政依存傾向（役員、計画、事務所、財源等）を示す資料をまとめ、関係団体に提示し、団体運営のあり方等を主題とする団体リーダー研修会等を開催するなど、市民団体としての自覚を促す指導・助言を示されては如何か。

#### 具体策 2 - 2 . 活動評価の基準を新たに示す

関係団体の事業・活動の成果をこれまでは実施回数や参加者の人数等の数量で評価する傾向が強かった。

今後は会員の自主的活動の人数や日数、会員の財源自己負担額（会費）事業による受益者の分類別人数（世代別、地域別、役割別等）等の数量も加えた評価基準を作成し、そのような自己評価を重視するよう助言しては如何か。

#### 具体策 2 - 3 . 自己教育活動・成人教育の手法に関する講習会

社会教育活動は自己教育・相互教育活動を特徴とするといわれている。大切なことは学習者が主体となることである。そこで、そのような社会教育本来の意義・方法を関係団体に学んでもらうための講習会を設けては如何か。また、社会教育における講師・助言者の役割を知ってもらうため、講師を対象とする成人教育の手法に関する講習会を計画的に開催したら如何か。

## 2 社会教育施設の整備充実

関係団体が使用している会場・施設は、現在中央公民館及び地区公民館、青年センター、長寿センター、町内公民館（公民館類似施設）等に集中している。しかし、団体数の増加や多様化、活動の活性化に伴い、施設が不足がちで支障が生じ不満の声も聞かれる。

#### 具体策 3 - 1 . 社会教育施設の数的・機能的充足を図る

公民館以外の社会教育施設（図書館・児童館・美術館・歴史民俗資料館等）や小中学校の余裕教室・コミュニティー消防センター（消防分団）等についても、目的外使



用の範囲を拡げ、各団体が多様な使い方をできるような交流協力体制を工夫しては如何か。また、コンピュータを活用し、空部屋情報を市民に提供する機能開発も模索されたい。

#### 具体策 3 - 2 . 小・中学校施設の一部改修による開放

小・中学校施設の一部（余裕教室の出入り口、通路、鍵等）を改修して、関係団体が自主管理・使用できるよう、学校開放の積極化に努めては如何か。

#### 具体策 4 - 1 . 関係団体のための総合的社会教育施設の設置及び整備

平成 7 年 3 月、高崎市社会教育委員会議が建設するよう答申した「生涯学習センター（仮称）」の諸機能を備えた施設づくりを切望する。

当面は既存施設の一部にそれらの機能を付加・補強し、段階的に充実を図るなどの工夫をされては如何か。市内関係団体の資料等を開架し、団体相互の情報交換・交流が図れるような機能が発揮できるコーナーを設けるなどの工夫が望まれる。現在の中央公民館の定期利用団体室のような施設を複数設備し、多くの関係団体が公平に利用できるよう検討されたい。

#### 具体策 4 - 2 . 事務局機能の必要度を調査

関係団体に対し、各団体が事業や活動遂行のために、必要としている事務処理機能（印刷、コピー、文書発送、資料づくり、会議、研修等）の内容・数量・スペース等について、現況調査を実施し、その必要に応じた設備整備の計画を策定されては如何か。

### 3 社会教育関係団体への補助金交付は特定団体に偏ることなく広く行われること

関係団体への補助金交付は、常に公正・公平を期し、特定団体にのみ長期にわたって有利となったり、あるいは不利とならぬようにしなくてはならない。事業補助は充実することが望ましいが、団体運営補助についてはこれを漸減し、無くすることが望ましい。

#### 具体策 5 . 補助金交付団体の固定化の是正

補助金（事業補助）交付の継続年数について数値を示し、一定年数ごとに交代するシステムを措置されては如何か。ただし、このときに学習内容・学習指導に直接かわる補助金は、憲法第 89 条の定めにより、交付しないよう切望する。

昭和 32 年 2 月、法制局は文部省社会教育局に「憲法第 89 条にいう教育の事業」について次のように回答している。公の支配に属さない「社会教育関係団体が特定の受講者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、講師を委嘱して受講者を指導させる等の方法により、計画的にその目標の達成を図るものであれば、... いかなる名称を用いるとを問わず、教育の事業に該当する」と述べている。さらに、補助金交付は、図書・記録・視聴覚教育の資料などの収集・作成・提供等に限定して行われるならば「憲法第 89 条の禁止するところではない」としている。

本市関係団体への補助金交付にあたって、この点を留意されたい。

具体策 6 - 1 . 補助金減少方針を策定

関係団体に対する補助金（団体運営補助）の減額及び停止に関する細則を作成し、長期的・段階的に実施する方針を示されては如何か。

具体策 6 - 2 . 社会教育委員会議に相談する

関係団体に対する補助金（事業補助・団体運営補助）については社会教育法第 13 条の定めにより、今後も社会教育委員会議の意見をあらかじめ聞くことを要望する。

具体策 6 - 3 . 補助金情報を各団体に公開

補助金交付内容は、情報資料として、適宜関係団体に対して公開しては如何か。

具体策 7 . 会員の財政自己負担額（団体ごとの会費）を重視

関係団体の補助金交付を検討するにあたっては、団体の自主財源ともいべき会員の会費（自己負担額）の多少を、団体運営評価基準の一つに加えて、これを重視しては如何か。

#### 4 社会教育関係団体認定のあり方

現行認定基準は、かつて社会教育行政が広い領域・分野を内包していた時代に成立し、そのまま関係団体として通用してきている団体も少なくない。しかし、その後行政組織が分化して編成替えがすすみ、現在は別の行政機構とかかわるようになった団体もある。（例：文化振興、文化財保護、防犯、青少年問題等）

関係団体の認定については、不合理是正が必要であり、また現行の「認定要綱」も改訂の必要がある。

具体策 8 . 親睦交流団体は認定しないこと

現行の関係団体「認定要綱」には、その認定基準の一つとして「社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること」と定めてある。これに加えて「会員は広く市民に対し開かれていること」とし、「会員相互の親睦交流のみを目的とする団体は社会教育関係団体とはいえない」旨を明記しては如何か。

具体策 9 . 規約を有する団体であることの徹底

現行の関係団体「認定要綱」には、その認定基準の一つとして「規約を有する団体であること」と明記されている。認定手続きに当たっては、この基準を示して厳しく対処しては如何か。

具体策 10 - 1 . 「社会教育を主とする団体」であることの徹底

「認定要綱」には、その認定基準の中に「社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること」を明記している。その条項に付け加えて、「団体の規約の中の目的及び事業に、『社会教育を主とする団体』であることが明記されていること」と改訂しては如何か。

具体策 10 - 2 . 年間予算の 60%以上は社会教育に

現行の関係団体「認定要綱」に付け加えて、「団体の年間予算及び決算の中、60%以上を社会教育に関する事業に支出していること」を認定条件の一つとして改訂しては如何か。

具体策 11 - 1 . 関係団体の事務所は高崎市内に限らない

現行の関係団体「認定要綱」には団体の「主たる活動の場所ならびに団体の本拠としての事務所を高崎市内に有すること」とあるが、これを団体の「主たる活動の場所を高崎市内とすること」に改訂しては如何か。

具体策 11 - 2 . 関係団体の「認定要綱」の一部改訂

現行関係団体の「認定要綱」各条項については、別添「関係団体認定要綱改訂案」のように改訂しては如何か。

具体策 12 . 関係団体の事務所は行政機関外に置く

現行関係団体の「認定要綱」の中に「団体の事務所は行政機関に依存することなく、自主運営をしている団体であること」と付け加え、改訂しては如何か。

具体策 13 . 関係団体の認定は第三者的機関に相談

申請に基づいて関係団体としての認定をする時は、その都度社会教育委員会議の意見をきき、認定の客観化を図っては如何か。

## 5 社会教育関係団体認定に関する情報公開

関係団体認定に関する制度があること及びその手続き・方法については、市広報等を通じてあらかじめ全市民に情報提供し、広く公開されていなくてはならない。

具体策 14 . 情報公開は全市民に計画的に行なうこと

関係団体認定制度及びその手続き・方法に関する情報は、市の広報あるいは公民館等を通して、広く全市民に計画的に公開し、既に認められている団体だけが継続して認定されることのないよう努力されることを望む。

具体策 15 . 認定情報の公開に伴う配慮と制度の見直し

関係団体の認定制度情報が全市民に行き渡れば、当然のこととして、申請する団体の数は増え、事務量も増加し、団体の特質・内容の確認も難しくなることも考えられる。また、これまでになかったようなさまざまな団体を扱うこととなるであろう。

申請書様式や内容の工夫、認定基準の改訂、情報公開方法の工夫等に細心の留意が必要となる。そのような状況をふまえ「認定制度」から「団体名簿登載制度」というようなゆるやかなシステムにすることも視野に入れ、社会教育団体援助に新風を吹き込む気概と使命をもって対処されては如何か。

## 6 社会教育関係団体の認定の公正化

関係団体の認定にあたっては、市民の自主的社会教育活動のよりどころを提示することとなるので、厳正かつ公正に行われることが大切である。

### 具体策 16・17．認定の手続きは厳正に

関係団体の認定にあたっては、教育委員会はあらかじめ社会教育委員会議の意見をきいて行うこととし、社会教育委員会議の中に「関係団体認定委員（小委員）」を随時設置して、その公正・公平を期しては如何か。

また従来、認定の更新手続きが認定制度の形式化を促したことを考慮すれば、現行「認定要綱」中第5条第3項・第4項（更新に関すること）を削除しては如何か。

### 具体策 18．事前情報の徹底

関係団体から認定申請が出揃ってから、その検討を形式的に相談することのないよう、委員に対し事前に情報を伝え、資料を揃えて社会教育委員会議の検討を活用されては如何か。また関係団体に対しても事前情報の提供、説明会開催などを通して主旨徹底を図っては如何か。

## 7 認定制度の今後のあり方

これから新しく出てくるさまざまな社会教育団体活動を生かし、育てていくうえに、これまでの関係団体認定制度が、役立つ面も大きいですが、反面その自主性を制約してしまう可能性もなくはない。そこで「認定要綱」の改訂にしても、また関係団体名簿登載制度に移行するにしても、社会教育委員会議にて協議を重ねていくことが重要となってくる。

### 具体策 19．認定制度の効用を常に確かめる

今後、「認定要綱」の改訂及び認定手続きのあり方については、認定制度の効用を常に確かめつつ、必要に応じ、幅広い「団体名簿登載制度」等を視野に入れて、その都度社会教育委員会議にて検討することを考慮しては如何か。

## むすび

現行の関係団体認定制度は、草創期・発展期の社会教育振興に大きな役割を果たしてきた。しかし時代の推移とともに、その発展をめざした見直しも求められるようになった。また、全市民の自主的な社会教育活動振興を期して行う制度であるので社会教育行政は認定されていない団体にも必要に応じ援助や助言を行うことが大切である。

多様な市民活動団体が増えつつある 21 世紀の幕開けに際して、社会教育のより一層の充実・発展を期し、総合的な社会教育施設の整備充実と認定制度の抜本的改革が必要である。併せて団体リーダー・団体講師を対象とした「自己教育」「相互教育」「成人教育」の精神を基底におく研修・講習等の充実を図られることを望む。

以上、社会教育関係団体の現状と課題及び具体策について述べたので、その早期実現を切望してやまない。

平成 11 年 7 月 1 日

高崎市社会教育委員 様

高崎市教育委員会  
委員長 加藤 隆

社会教育関係団体の育成・援助と高崎市社会  
教育関係団体認定のあり方について（諮問）

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の規定に基づき、下記の事項について理由を添えて諮問します。

記

（検討を要する事項）

- （ 1 ）社会教育関係団体の育成・援助のあり方について
- （ 2 ）高崎市社会教育関係団体認定のあり方について

（理由）

社会教育活動は、別名「自己教育活動」といわれるように、その基本は、市民の自主的で主体的な学習・教育活動にある。その具体の姿が社会教育関係団体であり、その活動を奨励・援助するところに地方自治体の社会教育行政の役割と責任がある。

これまで高崎市教育委員会は、社会教育関係団体の育成・援助および認定等を行ってきたところであるが、変化する時代にあって、従来とは異なる形態・内容の団体等も見られるようになっている。

社会教育の原点に立脚しつつ、今日的課題をとらえ、公平公正な社会教育関係団体の育成・援助・認定のあり方が求められている。

以上が、上記の検討を要する事項を掲げた理由である。このような観点から研究調査・審議をしていただきたい。審議結果については、本市社会教育行政の中で有効に生かしていきたい。

(改正のための検討試案)

下線は改訂部分 〰は削除部分

高崎市社会教育関係団体認定要綱改定案

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に定められた「社会教育関係団体」の認定について必要な事項を定めるとともに、~~その育成を~~ ものとする。

(認定の基準)

第2条 社会教育関係団体として認定に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業・活動を行うことを主たる目的とし、~~事業の成果が十分期待できる団体であること。~~ とする団体であること。
- (3) 法人であると否を問わず、次の要件を備えている団体であること。
  - ア 規約を有すること。なお、規約には当該団体が社会教育活動を主とする団体であることが明記されていること。
  - イ 団体意志を代表する代表者、団体意志を形成し執行する機構が確立していること。
  - ウ 団体活動のための自己財源ならびに団体独自の経理機構を有すること。
  - エ 団体の年間予算のうち大半(60%以上)が社会教育に関する事業に支出されていること。
  - オ 主たる活動の場所ならびに団体の本拠としての事務所を 高崎市内に有すること。
  - カ 市民にひろくひらかれた団体であること。
  - キ 会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。
  - ク 団体の事務所は行政機関に依存することなく自主運営をしていること。
- (4) 次の行為を行わない団体であること。
  - ア もっぱら営利を目的とした事業又は営利事業者の利害に関する行為。
  - イ 特定の政党の利害に関する行為。
  - ウ 公の選挙における特定の候補者の利害に関する行為。
  - エ 特定の宗教、宗派、教団の利害に関する行為。

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする団体は、「社会教育関係団体認定申請書」(様式第1号) を並びに関係書類を添えて教育委員会に提出するものとする。 } 単体団体での認定

2 認定の申請は、第2条に定める認定の基準に適合する団体の連合団体をもって行う ことができるものとする。ただし、当該連合団体が加盟している単体団体はすでに認定されているものとする。 } 連合団体での認定も可というきまり

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前項の規定により申請のあった団体が認定の基準に適合すると認めるときは、社会教育関係団体として認定し、「社会教育関係団体認定証」(様式第2号)を当該申請団体に交付する。

2 前項の場合において認定に関して特に疑義があると認められる場合には、社会教育委員会議の意見を求めて処理するものとする。

3 認定の期間は、~~3年とする。~~ あたり、教育委員会はあらかじめ聞くものとする。

(認定後の手続等)

第5条 社会教育関係団体は、毎年5月31日までに「社会教育関係団体活動状況報告書」(様式第3号)を教育委員会に提出するものとする。年の途中において第6条の規定により認定の取消し又は停止を受けた団体についても同様とする。

2 社会教育関係団体はその規約ならびに役員等に変更があった場合、又は、連合団体にあつては加盟団体に変更があった場合は、その都度教育委員会に報告するものとする。

~~3 社会教育関係団体は、認定の期間終了後引き続き社会教育関係団体として認定を受けようとする場合には、認定の期間満了前30日以内に「社会教育関係団体認定更新申請書」(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。~~

~~4 前条の規定は、認定の更新について準用する。~~

(認定の取り消し又は停止)

第6条 教育委員会は、社会教育関係団体が認定の基準に適合しなくなったと認められた場合には、社会教育委員会議の意見を聞いて認定を取り消し又は停止する ~~ことができる。~~ ものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に第2条に規定する認定基準に適合すると認められる機能と実績を有し、継続的に社会活動を行っている団体については、この要綱の施行の日から6カ月間は、第3条及び第4条の規定にかかわらず社会教育関係団体とみなす。
- 3 前項の規定により社会教育関係団体とみなされた団体が、この要綱施行後最初に第3条の規定により認定の申請手続を行った場合の第4条第3項に規定する認定の期間は、同条同項の規定にかかわらず2年6カ月間とする。